

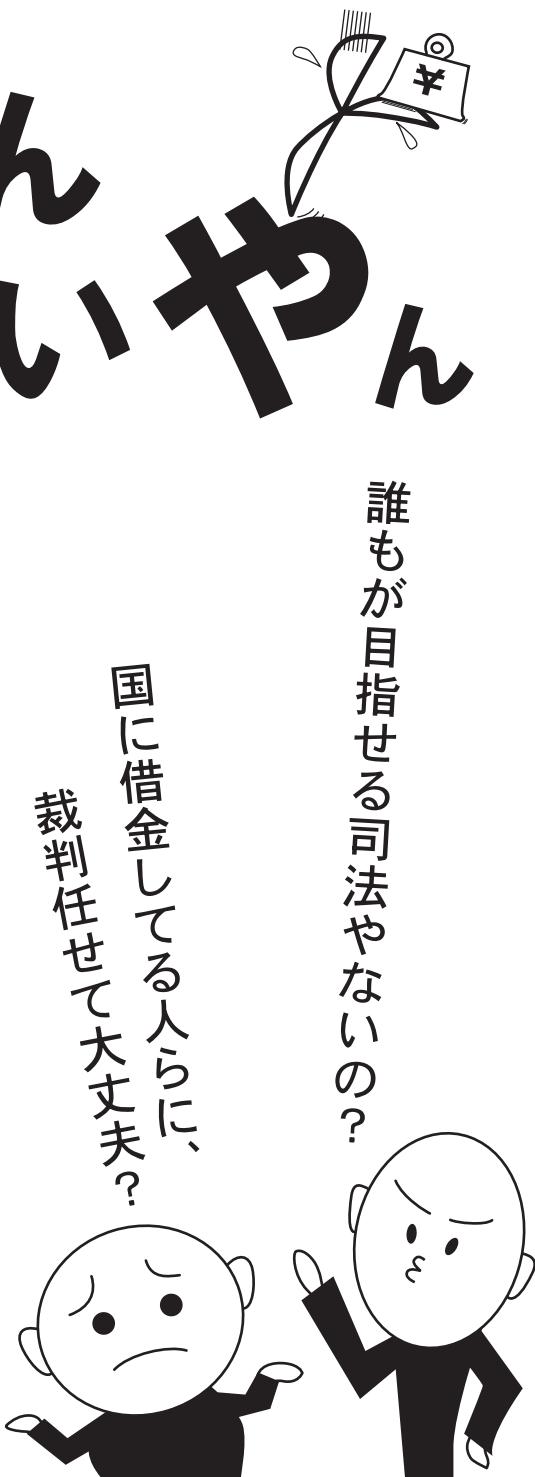
裁判官・検察官・弁護士になれるんは、
お金のある人だけなんて！

そんなんおかしいやん

司法修習生の給与が本年11月に廃止され、
貸付金制度に切り替わろうとしています。

誰もが目指せる司法やないの？

国に借金してる人らに、
裁判任せて大丈夫？



基調講演

浦部法穂さん
(憲法学者・弁護士)

・・・・・

芝居上演

劇団そとばこまち

・・・・・

トークゲスト

大平光代さん
(弁護士・元大阪市助役)

(「だからあなたも生き抜いて」著者)

※出演予定。都合により
ビデオレターでの出席に
なる場合があります。

事前申込不要
参加費無料

司法修習生給費制の維持を求める**弁護士会×市民の集会**

2010年6月14日(月)午後6時から

大阪弁護士会館2階ホール (大阪市北区西天満1-12-5) にて

※各線淀屋橋駅から徒歩10分、北浜駅から徒歩7分、京阪なにわ橋駅から徒歩5分

※開始30分前の開場予定

■主 催：大阪弁護士会 ■共 催：日本弁護士連合会

■問合せ：大阪弁護士会 司法修習費用給費制維持緊急対策大阪本部 (略称 修習生給費制対策本部)

〒530-0047大阪市北区西天満1-12-5 / tel. 06-6364-1227

「権利の守り手」を育てるために！

裁判官、検察官、弁護士になるための研修生である司法修習生には、これまで一定額の給与が国から支払われてきました。市民の「権利の守り手」である法律家を国が育てる証でした。

ところが来る2010年11月、司法修習生の給与制を廃止し、給与に代わる生活資金を国が司法修習生に貸し付ける制度が始まろうとしています。

現在でも司法修習生の約半数が、奨学金という形で多額の借金を背負って司法修習生となっています。2009年11月の日本弁護士連合会（日弁連）の調査では、法科大学院生時代に奨学金を利用した司法修習生の平均利用額は約300万円にものぼります。

その上さらに司法修習生として、国から300万円近くの借金を背負わせられようとしています。そのような状態で「権利の守り手」を育てることはできるのでしょうか？

誰もが「権利の守り手」を目指せるように！

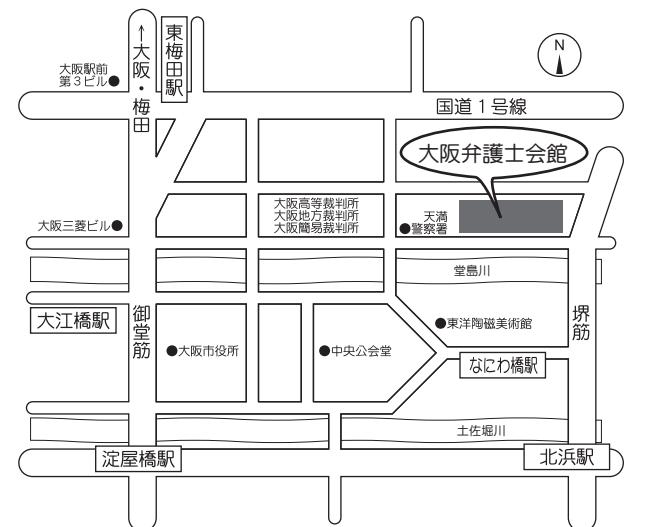
ここ数年、裁判官・検察官・弁護士を目指す人の数がどんどん減っています。経済負担の大きさもその原因の一つだと言われています。司法修習生の給与制の廃止は、多くの人にとって「権利の守り手」になるためのハードルを大きくします。

誰もが安心して「権利の守り手」を目指すことができるよう、そして、「権利の守り手」が安心して市民の権利を守れるよう、日弁連と大阪弁護士会は司法修習生の給与制の維持を求めます。

司法修習生給費制の維持を求める弁護士会×市民の集会

2010年6月14日（月）午後6時から（開場30分前）
大阪弁護士会館2階ホール（大阪市北区西天満1-12-5 下記地図）にて

基調講演：浦部法穂さん
演劇上演：劇団そとばこまち
トークゲスト：大平光代さん
※出演予定。都合によりビデオレターでの出席になる場合があります。
★現場のアピールメッセージ
★参加費無料
★事前申込不要



※地下鉄・京阪淀屋橋駅から徒歩10分、北浜駅から徒歩7分
京阪なにわ橋駅から徒歩5分

■主 催：大阪弁護士会 ■共 催：日本弁護士連合会

■問合せ：大阪弁護士会 司法修習費用給費制維持緊急対策大阪本部（略称 修習生給費制対策本部）
〒530-0047大阪市北区西天満1-12-5 / tel. 06-6364-1227